



厚生労働省発職第0328003号

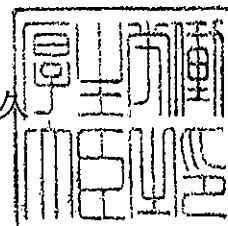
労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成17年3月28日

厚生労働大臣 尾辻 秀久



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 派遣元事業主から派遣労働者に対してする明示及び通知のうち、書面の交付によることとされているものについて、当該派遣労働者が、書面の交付の方法に代えて、ファクシミリを利用してする送信の方法又は電子メールの送信の方法によることを希望した場合にあっては、当該方法によることを認めるものとする。

第二 この省令は、公布の日から施行するものとする。

派遣元事業主から派遣労働者に 対する書面交付の電子化について

1 趣旨等

「e-JAPAN 重点計画 2004」(平成 16 年 6 月 15 日 IT 戦略本部決定)を踏まえ、派遣元事業主から派遣労働者への就業条件に関する書面交付の電子化について、書面による場合と同等の労働者保護の確保に留意しつつ、検討を行う。

- ※ 派遣元—派遣先間における書面交付の電子化については、労働政策審議会建議(平成 14 年 12 月 26 日)を踏まえ、平成 16 年 3 月 1 日から、ファックス、電子メールによる通知を可能としている。
- ※ 派遣先—派遣労働者間の書面交付義務はない。

2 対応案

派遣元事業主から派遣労働者に対する通知等で、書面交付によることとされているもの(※)については、派遣労働者本人が、当該方法によって当該事項の通知等を受けることを希望している場合に限る。ファックスや電子媒体(電子メール)による通知等も可能とする。

- ※ 派遣元—派遣労働者間において書面交付が義務づけられているもの
 - ① 就業条件等の明示(法第 34 条第 1 項(規則第 25 条))
 - ② 派遣契約成立後の派遣期間決定・変更に伴う期間制限抵触日の通知(法第 34 条第 2 項(規則第 25 条))
 - ③ 派遣期間制限に抵触に伴う派遣未実施の通知(法第 35 条の 2 第 2 項(規則第 27 条第 4 項))

3 施行日

改正省令の公布の日

(スケジュール等)

- 2 月 25 日 労働力需給制度部会
- 3 月中 職業安定分科会(諮問答申)

e-Japan重点計画 2004

(平成16年6月15日IT戦略本部決定) (抄)

Ⅲ. 重点政策5分野

3. 電子商取引等の促進

(1) ITによるビジネスプロセスの構造改革

① 企業のIT化に関する制度の充実

ケ) 派遣元事業主から派遣労働者に対する書面交付の電子化

2004年度中に、派遣元事業主から派遣労働者への就業条件に関する書面交付の電子化について、書面による場合と同等の労働者保護を確保する観点から検討し、結論を得る。

派遣元事業主から派遣労働者に対する明示・通知

事項	法律の規定	省令の規定	明示・通知の方法	明示・通知の内容
就業条件等の明示 5	第34条第1項	第25条	書面の交付	<p>労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を明示しなければならない。</p> <p>①当該労働者派遣をしようとする旨 ②当該派遣労働者が従事する業務の内容 ③当該派遣労働者が労働に従事する事業所の名称等 ④当該派遣労働者を直接指揮命令する者 ⑤労働者派遣の期間及び派遣就業をする日 ⑥派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間 ⑦安全衛生に関する事項 ⑧苦情処理に関する事項 ⑨労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 ⑩当該派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、紹介予定派遣に関する事項 ⑪派遣元責任者及び派遣先責任者 ⑫派遣就業する日以外に派遣就業をさせることができる日及び派遣就業の時間を延長することができる時間数 ⑬便宜供与の内容及び方法 ⑭派遣受入期間のある業務の場合にあっては、派遣受入期間制限に抵触することとなる最初の日</p>
労働者派遣契約締結後の派遣受入期間の決定又は変更の場合の当該期間制限に抵触する日の明示	第34条第2項	第25条	書面の交付	<p>(労働者派遣契約締結後)派遣先から派遣受入期間の決定・変更に伴う派遣受入期間制限抵触日の通知を受けたときは、遅滞なく、当該派遣受入期間制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。</p>
派遣受入期間制限に抵触する日以降労働者派遣を行わない旨の通知	第35条の2第2項	第27条第4項	書面の交付	<p>派遣受入期間制限に抵触することとなる最初の日の1か月前の日から前日までの間に、継続して労働者派遣を行わない旨を通知しなければならない。</p>

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（就業条件等の明示）

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

（労働者派遣の期間）

第三十五条の二 （略）

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）

（就業条件の明示の方法等）

第二十五条 法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を記載した書面を当該派遣労働者に交付することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ当該書面を交付することができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により明示したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該派遣労働者から請求があつたとき

二 前号以外の場合であつて、当該労働者派遣の期間が一週間を超えるとき

(派遣先への通知の方法等)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 法第三十五条の二第二項の規定による通知は、派遣先への通知にあつては同項により通知すべき事項に係る書面の交付等により、派遣労働者への通知にあつては同項により通知すべき事項を記載した書面を交付することにより行わなければならない。